

うたしない

市議会だより

第71号

歌志内市議会

議会報編集委員会

発行年月日 令和6年2月1日



行政常任委員会で登別市を視察（登別市議会議場にて）

議会の動き

【定例会の開催】

12月6日から11日までの6日間の会期で定例会が開催されました。

6日は、決算審査特別委員会に付託していた議案の審査結果報告1件、選挙管理委員及び同補充員選挙、議案11件を審議し、10件の議案を原案どおり可決して、「かもい岳国際スキー場及びかもい岳温泉に係る固定資産税の減免の特例に関する条例の制定について」を行政常任委員会に付託しました。

7日は休会とし、8日の本会議終了後と合わせて2日間で、行政常任委員会に付託した1件の議案の審査を行いました。

一般質問は8日4名、11日3名が行い、その後、行政常任委員会に付託していた議案1件と意見書案3件を審議し、いずれも原案どおり可決し、閉会しました。

令和5年
第4回定例会
12月開催

もくじ

- 議会の動き……1P
- 一般質問……2～4P
- 可決された意見書……4P





能登 直樹

一 運転免許証の自主返納について

質 市では自主返納され、「運転経歴証明書」の手続きをされた方に対しての申請費代としての助成はあるが、新たな支援策等の考えはあるか伺う。
答 新たな支援策とのことで、免許返納後の高齢者の移動手段の支援として、タクシー券、バス券、商品券等を支給している自治体もありますが、本市では福祉施策の中で同様な取り組みをしており、その中で調整を図るものと考えています。

二 中央バスの減便に対する影響とこれからの公共交通機関等の考え方について

質 行政として、今回の減便をどのように捉えているか。
答 事業者及び沿線自治体等と赤字支援や運行の効率化について協議を行っており、採算性を鑑み、必要最小限の見直しは致し方ないものと捉えています。また、市民の足として重要な交通機関と位置づけており、路線維持と確保は最重要課題の一つとして可能

な限り負担もしながら堅持していくこととしています。
質 市民の移動手段を確保するための交通機関等の見直しや対策等の見解を伺う。
答 本市唯一のバス路線については路線の維持・確保を前提として、新たな公共交通サービスの研究、デマンド型交通などの調査や市民同士のライドシェアに関する研究など、今後も取り組んでいきます。

三 国の物価高騰に係る補正予算「重点支援地方交付金」等について

質 LPガス使用世帯など、各自治体が効果的と思える支援対策があれば実施計画を策定して申請ができますが、市の支援対策の見解を伺う。
答 現在、実施計画の提出に向けて準備を進めています。
質 事業者支援として介護施設等の光熱費や食料品価格の高騰分支援等が盛り込まれているが、市の支援対策を伺う。
答 これまでも支援金の交付等を行ってきましたが、引き続き商工会議所や金融機関等と連携を密にし、事業継続や雇用を守るための支援策について、市単独での実施も視野に関係機関と検討を進めます。



川野 敏夫

一 歌志内市の交通安全関連の団体等の組織について

質 活動している委員の報酬等が滞っていた件は解消された様だが今後の改善策を伺う。
答 各組織の委員は重複しており事務も煩雑になっている。人口減少により役員等の担い手不足に苦勞をしていると聞くと調整を図ることが事態発生回避につながると考える。

二 高齢者外出支援について

質 外出支援の実証実験は、新年度予算へ反映されるのか。
答 実施の予定、関係課で年齢要件の引き下げ等を検討中。

三 児童センター等一元化施設工事について

質 公共交通機関以外の外出支援策の検討は。
答 公共交通機関の存続とそれ以外の共存を考え全市民の移動手段を協議する。
質 現在の工事進捗状況は。
答 予定通り進んでおり整備費の精度を高め、設備設計、公園設計を行っている。
質 完成時の人口規模と合致するののか。

答 児童厚生施設、コミュニティ施設、図書館の各エリアを現状の目的に合わせ、体育館スペースも縮小する。
四 歌志内の伝統、文化の継承とイベントについて
質 こもれば、大正館、ゆめつむぎ、観光館のエリアの芸術文化が相応しくと期待したいが如何か。
答 こもればは、老朽化により来年閉館を検討し、大正館は、関連施設として貴重な役割があり郷土館の展示スペースのリニューアルを考え本市の芸術文化を伝えていく。
質 なまはげ、市民祭りが定着しているが盆踊りも文化として支援すべきだが如何か。
答 コロナ過により中止されていたイベントが再開し盛況に終わり、盆踊りも4年ぶりに開催され夏の風物詩として継承に意義が有り必要な支援、協力を行って参りたい。

一 市職員の市外居住、住宅手当及び居住実態の把握について

質 市職員の採用の条件が市内に居住することであったのであれば、少なくとも年1回くらいは市外居住者に対し市内居住を勧奨すべきだと思いますが見解を伺います。
答 一律に市内居住を強制することは難しいが、本市の実情を十分認識し、可能な限りの市内居住について考えてもらいたい。(中略)市内居住の必要性については当該職員の多くが、一番強く認識しているものだと感じています。



松井 敏道

質 市民からよく市職員が市内に公営住宅を借りているが実際は近隣市町に住む家族のもとから通勤しているとの声を聞きます。例えば市内に住民票を置いていても、居住実態がなければ市内に住んでいるとは言えず住民税や選挙権にも影響してくると思います。市職員の居住実態の把握はどのように行っているのか。
答 職員は住居届や通勤届を提出することになっているた

め、それらにより把握を行っています。

二 不適切な昇給実施の疑義について

質 新給と制度が導入されたのは前々市長のときでしたが、前々市長も前市長も職員係長の経験が長く職員の給と制度に大変精通しており、条例・規則等により勤務成績が極めて良好なA、勤務成績が特に良好であるBを採用した職員はいませんでした。

柴田市長は、就任2か月後に職員の約2割の方を勤務成績が極めて良好であるA区分とし、標準の職員(C区分)の2倍の昇給をしています。(中略)人事評価を行っていない中で勤務成績の評価をどのように行ったのか具体的に説明してください。また、令和2年度だけ何故、急に約2割もの方の勤務成績が極めて良好となったのか、その理由を伺います。

答 主に日常の中で必要とする職員等に対して、必要の都度面談を実施した。令和2年度だけ、極めて良好な勤務成績の職員が多いことは、令和2年度における評価の結果に基づくものです。



佐藤よしはる

一 環境美化活動などに対する支援について

質 第2回定例会(6月)において、きれいな街並みを維持、継続するため、地域活動を行う関係団体への支援拡充等について一般質問したところ、今後、検討を行うとの答弁がありました。その後の検討状況を伺います。

答 町内会・自治会やボランティア団体等が取り組む地域の環境美化活動等については、きれいで住みよいまちづくりに大きく貢献され、その活動に対しあらためて敬意を表します。花の植栽事業やごみ拾いなど、地域の環境美化活動等に対する新たな支援制度の検討に対しては、行政常任委員会等において議員各位、さらに関係団体等からもご意見をいただいています。このため、寄せられている意見等である「地域における除雪や草刈り」、「花の植栽や花壇づくり」等について、庁内の企画調整会議において関係所管で具体的な支援等について検討を進めるよう情報共有を図って

ており、今後、新年度予算への反映も含め協議を進めることとしています。

二 子育て支援の取り組みについて

質 第3回定例会(9月)で子育て支援等を含めた本市の少子化対策について一般質問したところ、具体的には、今後建設予定の児童センター等一元化施設において、特徴ある子育て支援ができるよう検討を進めるとの答弁がありました。現在の検討状況を伺います。

答 本市における子育て支援の取り組みは、「第2期歌志内市子ども・子育て支援事業計画」に沿って実施しています。が、児童センター等一元化施設が歌志内学園及び認定こども園に併設されることで、より幅広い子育て支援が可能になると考えています。これまでものところで特徴ある支援内容について具体的な考え方はまとまっていますが、引き続き教育委員会など関係所管と連携し検討します。
※この他に、「広聴活動の取り組みについて」、「消火力の充実と広域化の取り組みについて」の質問をしました。



めが さとし

一 ワイン用ぶどう試験栽培について

質 これまで、数年掛けぶどう試験栽培として、ワインを作ってきたと思います。このワインは試験的に製造されたものだと思いますが、現在の残数と使用したこれまでの活用方法について伺います。

答 残数は2019年の白ワイン8本、赤ワイン6本、2020年の白ワイン3本、赤ワイン5本。活用方法はお披露目用やワイン農家等への試飲用としています。

再質 ワインを購入した執行科目はなにか。

答 需用費の消耗品費です。

再質 資料請求したワイン受払簿は決裁を受けた形跡(印)が無いがどうなっているのか。

答 受払簿はパソコン上で管理していたため、決裁は受けていません。

再質 決裁を受けていない書類を公文書請求した書類として出されても正規的な文書として捉えることが出来ない。黒塗りになっている箇所が見受けられるが、根本的に

に需用費ではなく、交際費が妥当なのではないか。残数は本当に合っているのか。

答 製造者である委託先から一度買い取るという形で需用費としています。黒塗りになっている所は、個人や個人事業主であるため個人情報として黒塗りにしています。残数は合っています。

再質 試飲用で渡しているのであれば、相手先を黒塗りにする必要はない。黒塗りになっているから本当にどの相手先に持っていったのか分からない。市のお金で買った物が横領されていたら問題なので質問している。

答 渡している先は農家やレストランで間違いありません。

再質 職員がワインを持って行っているのであれば、出張命令簿と整合性が取れていると思うが。

答 職員が持って行っている部分に関しては命令簿と合致しているが、市内事業所の方を經由し、一度その事業所の方に渡して、その先の方に渡してもらっていることもあるので、必ずしも出張命令簿とは整合は取れていません。



下山 則義

一 空き家対策について

質 これまで、何度も質問を繰り返して行ってきましたが、歌神地区の空き家に関する事務手続きについて公文書の開示請求を行いました。

そのことから、先に行われた決算委員会やこれまでの質問に対する答弁に改めて疑義が生じたため質問します。

① 歌神地区の空き家は、空家等対策の推進に関する特別措置法の空き家ではないが、戸籍の追跡調査根拠にこの法律を使用したのか伺います。

② 事務管理は、民事行為の請求だと思えますが、本人が請求された金額等を確認できる期間を設けていないが、その必要性はないのか伺います。

③ この金額を請求するにあたり、調定は終了していたのか伺います。

④ 現在、空家等対策の推進に関する特別措置法の空き家等の令和3・4・5年度現在までの件数について伺います。

⑤ 他の空き家に関して、同様な処理を行っている場合、所有者の追跡方法とこの請求

を使用している件数は。

答① 空家等対策の推進に関する特別措置法の目的にある適切な管理が行われていないと認められる場合、準用出来る同法第10条第1項に規定する「この法律の施行のために必要な限度」を準用し、同法第10条第3項の規定に基づき、関係する自治体の長その他の者に対し、空き家の所有者等の把握に必要な情報の提供を求めたものです。

② まずは本人からの連絡を頂き、お考えを伺ったうえで、その後の事務手続きに結び付けたという考えから、特に確認できる期間を設けることなく請求したものです。

③ 必要な調定の手続きを失念していました。複数職員による確認体制及び関係所管との連携を徹底して参ります。

④ 令和3年度末259件、令和4年度末243件、令和5年10月末現在240件となっております。

⑤ 空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項の規定に基づき、空き家等の所有者の把握に必要な情報提供を求めているものであり、同様な処理件数は、1件です。



山崎 瑞紀

一 高齢者が安心して暮らすための対策について

質 高齢者が安心して暮らすためのインフラ整備や地域での支え合いは大事なことだと思います。最近では高齢者の認知症患者が増加傾向で将来的にも増加していくと推計された結果もあると聞いています。そこで、当市における高齢者の認知症の方に対する支援の現状について伺います。

答 認知症高齢者の推定は、2025年には約5人に一人が認知症になると予測されており、認知症の方の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らすためには、地域の方々に認知症への理解を深めていただく必要があります。身近な病気であることを知っていただけるよう普及・啓発を行っております。認知症の方に対しては、介護認定が必要と思われる場合は、容体に

応じた適切に必要なサービスに繋げております。75歳以上の認知症との診断があるもの介護サービスに繋がっていない方については、民生委員

や社会福祉協議会の見守り委員の方と連携し、定期的に訪問するなどして生活状況の把握に努めております。

二 職員の人材育成等について

質 様々な地域課題に対応して行くためには市民に寄り添い、共感を得ながら行政運営を進めることが必要と考えます。そのため市民目線に立つて行動できる職員が求められ、初任者に限らない「接遇ロールプレイング」や「地域活動への参画」の推進についての考えを伺います。

答 市民に寄り添い、共感を得ながら行政運営を進めることは重要なことであり、中堅からベテランの職員を対象とした接遇ロールプレイングについては、職員が初心に戻って接遇について考え直す良い機会となり、町内会等の地域活動への参画は、改めてまちの将来像を考えるきっかけになると感じています。職員としての基本的な知識や能力についての育成を優先させなければならぬ現実もあります。これらも含め今後の職員の人材育成について考えなければならぬと思っています。

可決された意見書

● 認知症との共生社会の実現を求める意見書

● 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書

● 食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書

※これら3件の意見書は12月11日に議決し、各関係大臣へ送付しました。

編集 後記

1月1日に起きた能登半島地震での犠牲者とその親族に心から哀悼の意を表します。被災されたみなさまに心からお見舞い申し上げます。

今回の地震で、今一度みなさんの身の回りの安全確認を確認してください。

編集委員長 めが